

Ⅲ いじめ防止基本方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（*インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 *LINE, ツイッター, facebook, インスタ等
- ② いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する。
- ③ お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導の充実に努め、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立ち、指導に当たる。
- ④ いじめを行う児童への指導は、毅然とした態度で行う。
- ⑤ いじめられる児童への心のケア、いじめから守り通す対応を行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場面でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。
- ⑦ いじめをはやしたり、傍観したりする行為もいじめ同様許されないことや、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを理解させる。いじめに第三者なし。

(2) いじめ問題の校内体制

*教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応とする。

- いじめ問題対応 組織図（別紙）
- いじめ問題対策チーム — 「南志見小いじめ早期発見対応チーム」
校長 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 該当児童担任
- 校内教育相談室 — 保健室、校長室（児童にとって相談しやすい環境を整える）
- 地域の関係機関との連携 — 市教育研究所、七尾児童相談所、主任児童委員等
- 年度初めに全職員で共通理解をするために、全員が内容を理解する機会を設ける。

(3) いじめに対する教育指導の観点

- ① お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導の充実に努めているか。
特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- ② 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- ③ 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- ④ 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- ⑤ 児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- ⑥ いじめを行う児童に対しては、特別の指導体制による指導のほか、さらに出席停止などの措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- ⑦ いじめられる児童に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行っているか。
- ⑨ インターネットを通じたいじめが起きていないかについても、十分な注意を払っているか。また、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止を行っているか。

(4) いじめ問題を見逃さない手だて

- 日頃の実態把握 — 毎日の観察と定期的なアンケート調査，個に応じた指導
- 児童との関係 — 児童との深い信頼関係を構築しておく
- 校内の教育相談体制を充実する — 保健室を児童が心の悩みを相談しやすい場に
- 児童が楽しく生き生きと活動できる学校づくり
- 道徳，学級活動等あらゆる機会において，状況に応じた適切な指導助言を行う。

(5) 児童の実態把握

① 児童理解

- ・毎日の終礼及び毎月の職員会議で情報交換し，情報の共有化を図る。
- ・日常の教育活動を通じ，教師と児童，児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- ・児童の生活実態について，たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど，きめ細かく把握に努める。
- ・障害のある児童がかかわるいじめについては，教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに，個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・いじめの把握に当たっては，養護教諭との連携に努める。
- ・児童が発する危険信号を見逃さず，その一つ一つに的確に対応する。
- ・いじめについて訴えがあったときは，問題を軽視することなく，保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い，事実を隠蔽することなく，的確に対応する。
- ・いじめの問題解決のため，教育委員会との連絡を密にするとともに，必要に応じ，市教育研究所，七尾児童相談所等の地域の関係機関と連携協力を行う。
- ・校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制を整備し，適切に機能させる。
- ・学校における教育相談について，保護者にも十分理解され，保護者の悩みに応えることができる体制を作る。
- ・教育相談の実施に当たっては，必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携を図るとともに，教育センター，人権相談所，児童相談所等学校以外の相談窓口について，周知や広報の徹底を行う。
- ・児童等の個人情報の取り扱いについて，ガイドライン等に基づき適切に取り扱う。

② Q-Uテスト

- ・5月と1月に実施し，個人及び学級集団の人間関係について客観的に把握する。
- ・未承認群や不満足群にいる子に特に留意し，いじめ問題対策チームで対応を図る。

③ 児童アンケート

- ・低学年用と高学年用を作成し，5月，10月，2月に実施する。
- ・記名式とし，早期発見，早期対応，早期解決に努める。
- ・児童に安心感を与えるため，内容に関しては秘密を守ることを伝え，回収の際も封筒に入れるなど，必要によっては配慮する。
- ・事前にアンケートの目的・利用方法を伝え，正直に書くよう児童の理解を得る。

④ 面談

- ・5月，10月，2月の児童アンケート後に実施する。
- ・原則として，6月は各担任による個人面談，10月は担任以外で，2月は必要に応じた実施する。
- ・面談内容をいじめ問題対策チームで把握し，対応を図る。

(6) 児童会が中心となる取組

異学年交流（縦割り班活動）

- ・清掃区域を縦割り班で担当し、年間を通して上級生と下級生が助け合って作業する。
- ・年間を通して上級生と下級生が助け合って運動する。（特に8の字跳び、リレー等）

人権標語づくり

- ・いじめをなくす標語づくりを通して、「いじめは絶対にいけない」「許さない」という意識づけをしていく。
- ・各自の標語を短冊に書いて玄関に張り出し、子どもたちで良い作品を選定し表彰する。

(7) インターネットを通じて行われるいじめの未然防止

① ネットいじめ未然防止について

- ・インターネットツールの所持について調査し把握する。
- ・インターネットの利用状況について調査し把握する。
- ・ネットいじめについて教職員が理解するとともに、保護者にもこれらの理解を求めていく。
- ・児童がスマホや携帯電話などの端末を所持する場合は、フィルタリングサービスの利用を徹底するようにPTAと連携して呼びかける。
- ・SNS(LINE, ツイッター, facebook, インスタ等) や携帯メールなどによるコミュニケーションの特徴を知らせ、外部講師を招くなどしてネットのマナーを教えていく。
- ・ネットいじめには「メールや書き込みによる悪口」「グループチャットなどからの仲間外し」「名誉毀損やプライバシーの侵害」がある。

② ネットいじめの対応について

- ・ネットいじめの対応に当たっては、より速やかで適切な対応が求められ、保護者や関連機関との連携が重要である。
- ・仲間外しについては、被害児童及び加害児童双方から十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・掲示板等への不適切な書き込みは、いったん保存した上で、被害拡大を防ぐ上で、すぐに削除する。
- ・名誉毀損やプライバシーの侵害などがあった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じ、関係機関の協力も求める。

(8) いじめ問題が発生した場合の対処

- ① 問題行動に対して適切な指導を行う。児童間のトラブルの場合は、必ず双方から話を聞き、正確な事実関係を把握し、記録する。
- ② 児童同士が納得し合い、互いを認め合ってから下校させる。
- ③ その日のうちにいじめ問題対策チームを招集し、話し合う。
- ④ その日のうちに家庭に連絡し、緊密に連携を図る。
- ⑤ 翌朝の職員朝礼で説明し、それ以降は全職員で対処する。

(9) 保護者・地域との連携

- 学校公開、授業参観、学校行事など、保護者・地域の方々への学校開放を進め、保護者・地域の方々に対して学校への理解を深めてもらう。
- 保護者がスマホや携帯でインターネット及びSNSを使うリスクについて学ぶ機会を設ける。
- 学校で起こったトラブルや、それによって生じたけがなどについては、迅速に保護者に

連絡する。

○地域の関係諸機関とも，必要に応じて積極的に連携する。

(10) いじめ対応の検証

- ① 児童アンケート
 - ・児童アンケート（5月，10月，2月）の項目検討・実施後の分析は，生徒指導主事が中心となって行い，いじめ問題対策チームで協議する。
- ② 面談
 - ・児童アンケート後に面談し，その内容をいじめ問題対策チームで把握し対応を図るが，対応の状況について定例の児童理解の会で報告し検討する。
- ③ いじめ問題が発生した場合
 - ・対処の状況については生徒指導主事が中心となって記録をし，対処の区切りごとにいじめ問題対策チームで検討を続ける。
- ④ いじめ対応アドバイザー
 - ・年2回（7月，12月）いじめ対応アドバイザーより，いじめ問題対策チームに対して，必要な指導・助言を頂く。
 - ・上記①～③の状況の件だけでなく，平時からのいじめ対策（未然防止や早期発見など）についても相談をし，取組の改善への助言を頂く。

(11) いじめ防止基本方針について

- ・年2回（4月，2月）に生徒指導主事が中心となって見直しを行い，いじめ問題対策チームで協議する。（*いじめ対応アドバイザーより指導・助言を頂く）
- ・いじめ防止基本方針の共通理解・共通行動を徹底する。